

議案第14号

逗子市都市公園条例の一部改正について

逗子市都市公園条例の一部を次のように改正する。

平成30年2月6日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市都市公園条例の一部を改正する条例

逗子市都市公園条例（昭和49年逗子市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の4を次のように改める。

（公園施設の建築面積の基準）

第2条の4 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

第2条の5中「別表第3」を「別表第2」に改め、同条を第2条の7とし、第2条の4の次に次の2条を加える。

（公園施設の建築面積の基準の特例）

第2条の5 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設置する都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

2 令第6条第6項に掲げる場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該建築物を設置する都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

3 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設置する都市公園の敷地面積の100分の20を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができ

る。

4 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設置する都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

5 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設置する都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前条又は前4項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

(公園施設の敷地面積の制限)

第2条の6 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

第6条第1項中「別表第4」を「別表第3」に改める。

第6条の2第2項中「別表第5」を「別表第4」に改める。

第13条第1項及び第23条第2項中「別表第6」を「別表第5」に改める。

別表第2を削り、別表第3中「別表第3(第2条の5関係)」を「別表第3(第2条の7関係)」に改め、同表を別表第2とし、別表第4から別表第6までを1表ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

都市公園法(昭和31年法律第79号)等の一部改正に伴い、公園施設における建築面積の基準の特例の追加及び運動施設の敷地面積の総計の上限を定めるに当たり、改正の要があるため提案する。